

新型コロナウイルス感染症収束までの 図書館インターンシップ・実習・見学等受入れ基準

山武市立図書館

2021年10月

山武市立図書館では、新型コロナウイルス感染症に配慮し、以下の基準により、図書館インターンシップ・実習・見学の受入れを実施する。

I 図書館インターンシップの受入れについて

図書館インターンシップは「山武市インターンシップ実施要項」に準拠し、受入れを実施する。

(1) 以下に該当する場合、受入れを不可とする

- 1 山武市がインターンシップを中止している場合
- 2 新型コロナウイルス感染症に該当する症状があり、感染が疑われる場合
(37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、咽頭症状、味覚異常、嗅覚異常がある者。検査で陰性の場合でも、症状が消失するまでは受入れ不可)
- 3 濃厚接触者である場合
- 4 緊急事態宣言地域に居住している場合
- 5 千葉県が緊急事態宣言地域となった場合
- 6 山武市内で新型コロナウイルス感染症患者が増数し、感染拡大の危険があると判断された場合
- 7 その他、館長が受入れ不可と認めた場合

(2) 以下の事項を遵守できる場合、受入れを許可する

- 1 別紙「山武市立図書館インターンシップ実施調査票」を、開始時に提出すること
- 2 開始日前2週間から不要な外出を控えること
- 3 期間中、自己の体調管理を毎朝実施すること
- 4 期間中、図書館で検温を実施すること
- 5 実施している間はマスクを着用すること
- 6 利用者へのサービス時、また、書架の資料に触れる際はできる限りゴム手袋を着用し、こまめに手洗いや手指消毒を実施すること

(3) 以下に該当する場合、期間が途中であっても受入れを中止する

- 1 開始後、新型コロナウイルス感染症に該当する症状を発症し、感染が疑われる場合
- 2 開始後、濃厚接触者となった場合
- 3 図書館での検温で発熱や体調不良等の症状がみられる場合
- 4 実習者の居住地が緊急事態宣言地域となった場合

- 5 千葉県が緊急事態宣言地域となった場合
- 6 山武市内で新型コロナウイルス感染症患者が増数し、感染拡大の危険があると判断された場合
- 7 その他、館長が受入れ中止と認めた場合

II 実習・見学等に関する受入れについて

「図書館実習・見学」（以下見学等）は、概ね3日以内の期間実施するものとし、事前に学校長等の申請により受入れを実施する。

（1）以下に該当する場合、受入れを不可とする

- 1 図書館が新型コロナウイルス感染症拡大予防のため休館している場合
- 2 新型コロナウイルス感染症に該当する症状があり、感染が疑われる場合
(37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、咽頭症状、味覚異常、嗅覚異常がある者。検査で陰性の場合でも、症状が消失するまでは受け入れ不可)
- 3 濃厚接触者である場合
- 4 山武市内で新型コロナウイルス感染症患者が増数し、感染拡大の危険があると判断された場合
- 5 その他、館長が受入れ不可と認めた場合

（2）以下の事項を遵守できる場合、図書館見学等の受入れを許可する

- 1 見学等を実施する予定者のリストを作成し、見学等開始3日前までに提出すること
- 2 1日以上の見学等を行う場合は、自己の体調管理を毎朝実施すること
- 3 見学等開始時に図書館で検温を実施すること
- 4 見学等を実施している間はマスクを着用すること
- 5 利用者へのサービス時、また、書架の資料に触れた際はできる限りゴム手袋を着用し、こまめに手洗いや手指消毒を実施すること

（3）以下に該当する場合、図書館見学等が途中であっても受入れを中止する

- 1 見学等開始時の検温で発熱や体調不良等の症状がみられる場合
- 2 見学等開始後、新型コロナウイルス感染症に該当する症状を発症し、感染が疑われる場合
- 3 見学等開始後、濃厚接触者となった場合
- 4 見学等開始後、図書館が新型コロナウイルス感染症拡大予防のため休館となる場合
- 5 山武市内で新型コロナウイルス感染症患者が増数し、感染拡大の危険があると判断された場合
- 6 その他、館長が受入れ中止と認めた場合